

# 平成30年第1回佐渡市議会定例会会議録（第7号）

平成30年3月27日（火曜日）

## 議事日程（第7号）

平成30年3月27日（火）午後1時31分開議

第 1 議案第59号撤回の件

第 2 （総務常任委員会付託案件）

議案第2号、議案第3号、議案第10号、議案第30号、議案第43号、議案第51号から議案第54号まで、議案第57号、議案第58号、請願第1号、陳情第1号

（社会文教常任委員会付託案件）

議案第4号から議案第9号まで、議案第11号から議案第17号まで、議案第22号から議案第26号まで、議案第44号から議案第46号まで、議案第49号、議案第50号、議案第55号、陳情第2号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第18号から議案第21号まで、議案第27号から議案第29号まで、議案第47号、議案第48号、議案第56号

第 3 議会改革等特別委員会の報告

第 4 発議案第2号

第 5 発議案第3号から発議案第5号まで

第 6 発議案第6号

第 7 発議案第7号

第 8 議案第60号

第 9 議案第61号

第10 委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（20名）

1番	北	啓	君	2番	宇	治	沙耶	花	君		
3番	室	岡	啓	史	君	4番	広	瀬	大	海	君
5番	上	杉	育	子	君	6番	山	田	伸	之	君
7番	荒	井	眞	理	君	8番	駒	形	信	雄	君
9番	渡	辺	慎	一	君	10番	坂	下	善	英	君
13番	中	川	直	美	君	14番	中	川	隆	一	君
15番	中	村	良	夫	君	16番	佐	藤		孝	君

17番	猪 股 文 彦 君	18番	近 藤 和 義 君
19番	祝 優 雄 君	20番	竹 内 道 廣 君
21番	金 田 淳 一 君	22番	岩 崎 隆 寿 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市 長	三 浦 基 裕 君	副 市 長	藤 木 則 夫 君
副 市 長	伊 藤 光 君	教 育 長	渡 邊 尚 人 君
総 務 部 長	渡 邊 裕 次 君	企 画 財 政 長	濱 野 利 夫 君
市 民 福 祉 長	後 藤 友 二 君	産 業 観 光 長	安 藤 信 義 君
建 設 部 長	猪 股 雄 司 君	総 務 部 長 務 課 (兼 税 務 長)	坂 田 和 三 君
市 民 福 祉 部 長 副 (兼 環 境 対 策 課 長)	鍵 谷 繁 樹 君	産 業 観 光 部 長 副 (兼 交 通 政 策 課 長)	本 間 聡 君
産 業 観 光 部 長 副 (兼 農 林 水 産 課 長)	高 野 博 明 君	建 設 部 長 副 (兼 上 下 水 道 課 長)	渡 部 一 男 君
会 計 管 理 者 (兼 会 計 課 長)	源 田 俊 夫 君	総 務 部 長 務 課 (兼 選 挙 委 員 会 管 理 局 長)	甲 斐 由 紀 夫 君
市 民 福 祉 部 市 民 生 活 課 長	小 路 昭 君	教 育 委 員 会 教 育 課 長	吉 田 泉 君
両 津 病 院 管 理 部 長	伊 藤 浩 二 君	相 川 病 院 管 理 部 長	渡 辺 竜 五 君
監 査 委 員 会 長 監 事 務 局 長	加 藤 留 美 子 君	農 業 委 員 会 農 事 務 局 長	佐 々 木 雅 文 君
消 防 長	中 川 義 弘 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	村 川 一 博 君	事 務 局 次 長	本 間 智 子 君
議 事 調 査 係	梅 本 五 輪 生 君	議 事 調 査 係	岩 崎 一 秀 君

午後 1時31分 開議

○議長（岩崎隆寿君） ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

暫時休憩いたします。

午後 1時31分 休憩

---

午後 1時39分 再開

○議長（岩崎隆寿君） 再開します。

---

#### 議会運営委員長の報告

○議長（岩崎隆寿君） ここで、議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

議会運営委員長、中川隆一君。

〔議会運営委員長 中川隆一君登壇〕

○議会運営委員長（中川隆一君） それでは、昨日議会運営委員会を開催し、今期定例会の会期日程の変更について協議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。

議案第59号 平成29年度佐渡市一般会計補正予算（第13号）については、執行部から委員会審査における指摘を踏まえ、検討した結果、議案を撤回したいとの申し出を受け、これを了承いたしました。

このことにより会期日程が変更となります。お手元に配付した会期日程表をごらんください。本日、本会議開会后、まず議案の撤回の議事を行います。市長より説明を受けた後、質疑、採決を行います。その後、各常任委員長の報告、質疑、討論、採決、議会改革等特別委員長の報告の後、発議案の上程、採決を行います。発議案の採決終了後に人事案件の上程、採決を行い、その後、委員会の閉会中の継続審査の件について採決をいたします。

報告は以上であります。

○議長（岩崎隆寿君） これで議会運営委員長の報告を終わります。

---

#### 発言の訂正

○議長（岩崎隆寿君） ここで、発言の訂正について申し上げます。

学校教育課長より3月14日の議案第58号 佐渡市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定についての金田淳一議員の質疑に対する説明について発言の訂正の申し出がありましたので、お手元に配付した資料のとおり会議規則第65条の規定を準用して議長においてこれを許可いたします。（当該箇所463頁の下線部）

---

#### 日程第1 議案第59号撤回の件

○議長（岩崎隆寿君） 日程第1、議案第59号撤回の件を議題といたします。

市長から撤回理由の説明を求めます。

市長、三浦基裕君。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） 3月14日に提案させていただきました議案第59号 平成29年度佐渡市一般会計補正予算（第13号）については、崖崩れ警戒区域内にある相川保育園、あいかわ幼稚園の移転を速やかに行い、児童の安全確保を図るため、用地の購入に係る経費を計上したものです。しかし、市民との合意形成や通園路等の安全対策に課題があるという議会からのご意見、ご指摘を踏まえ、総合的に検討、判断した結果、議案を撤回するものであります。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（岩崎隆寿君） これより質疑に入ります。

議案第59号撤回の件についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第59号撤回の件についての質疑を終結いたします。

これより議案第59号撤回の件について採決いたします。

本件の採決は起立により行います。

議案第59号撤回の件については、これを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、議案第59号撤回の件については、これを承認することに決定いたしました。

---

## 日程第2 （総務常任委員会付託案件）

議案第2号 議案第3号、議案第10号、議案第30号、議案第43号、議案第51号から議案第54号まで、議案第57号、議案第58号、請願第1号、陳情第1号

（社会文教常任委員会付託案件）

議案第4号から議案第9号まで、議案第11号から議案第17号まで、議案第22号から議案第26号まで、議案第44号から議案第46号まで、議案第49号、議案第50号、議案第55号、陳情第2号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第18号から議案第21号まで、議案第27号から議案第29号まで、議案第47号、議案第48号、議案第56号

○議長（岩崎隆寿君） 日程第2、各常任委員会に付託した案件についてを議題といたします。

まず、総務常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、山田伸之君。

〔総務常任委員長 山田伸之君登壇〕

○総務常任委員長（山田伸之君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条、第141条及び第143条の規定に基づき報告します。

議案第2号 公益的法人等への佐渡市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、一般社団法人佐渡観光協会と一般社団法人佐渡地域観光交流ネットワークが合併し、一般社団法人佐渡観光交流機構となることから、派遣する団体の名称を改めること及び今後において派遣が想定される団体を規定するため、公益的法人等への佐渡市職員の派遣等に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第3号 佐渡市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、新穂行政サービスセンターの新築に伴い、その位置を変更するため、佐渡市支所及び出張所設置条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第10号 佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、介護保険法関係法令の改正に伴い、指定介護予防・日常生活支援総合事業者の指定の申請及び更新に対する審査手数料を追加すること及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請等に関する手数料の見直しを行うため、佐渡市手数料条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第30号 佐渡市辺地総合整備計画（平成28～30年度）の変更について。本案は、公共的施設の整備計画における事業費の増額及び新規事業の追加に伴い、辺地対策事業債の起債予定額を増額するため、佐渡市辺地総合整備計画を変更することについて議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第43号 平成30年度佐渡市一般会計予算について。本案は、平成30年度佐渡市一般会計予算を定めるもので、その歳入歳出予算の総額は457億円と前年度当初予算と比較して12億円、率にして2.6%の減となるものであります。本予算は、徹底した事務事業の見直しを行った一方で、佐渡市将来ビジョンに掲げる産業の振興、観光地域づくりの推進、災害に強い島づくり、佐渡活性化に向けた地域づくりの4つの戦略を集中的に取り組むものとなっております。審査の結果、賛成少数で否決すべきものとして決定しました。なお、各委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。1、総務常任委員会。(1)、総括的事項。①、予算編成方針について。平成30年度の予算編成過程においては、いわゆる一本算定による交付税の減額を見込み、選択と集中を行うためのスクラップ・アンド・ビルドを徹底したということであるが、無駄な事業をスクラップすることは当然であるところ、市民の福祉、暮らしに直結する各種の事業をも削減しており、このことは看過できず、安易な予算編成であると指摘せざるを得ない。スクラップを行うに当たっては、単に一律の削減ありきで進むのではなく、必要なものは必要であるといっためり張りのきいた予算編成にすべきであり、昨今の市内の経済状況からしても、特に市民の暮らしに直結する事業については、住民の福祉の増進を図るといふ地方自治の基本に立ち、今こそ予算を重点的に手当てすべきである。

②、各種計画、方針等について。佐渡市将来ビジョン及び佐渡市まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間である平成31年度まであと2年と迫る中で、人口減少対策などの主要事業に対してどのように取り組むのか具体的なものが見えてきていない。また、昨年度の施政方針の柱であった地域経済分析システムによる島内で資金が循環する仕組みづくりをどのように進めていくのかも不明瞭となっている。市の総合計画、基本構想の位置づけとも捉えられる当該ビジョン及び戦略を着実に遂行するための施策がこの時期

に明確化されないことは、取り組みの姿勢を疑問視せざるを得ない。

③、合併特例債について。自由民主党総務部会は、本年1月30日に合併特例債の発行期限を再延長する特例法改正案を了承したところであり、この状況から議員立法による法案の成立の可能性が高いものと思料する。よって、当該再延長を見据え、合併特例債の本来の趣旨に沿った活用の方針を改めて検討すべきである。

(2)、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費について。地域おこし企業人交流事業については、一般会計当初予算の概要では3大都市圏の企業等の人材を市役所に受け入れ、佐渡版DMOと伝統文化財団の取り組みを効果的に展開するとなっているが、審査において島内の文化財や市有の遊休施設などの維持、保全及び活用のために都市圏企業のノウハウや知見を活用するということが明らかとなった。このことは、当初の説明から二転三転した上に整合性が全くとれず、目的や手法について後づけの感が否めない。よって、執行部においては予算議決後に制度設計を進めるという従来姿勢を改めることを強く求める。

(3)、2款総務費、1項総務管理費、18日本庁舎等建設費について。本庁舎改修事業については、現庁舎を可能な限り活用し、市民の利便性の改善や防災拠点としての機能を充実させるためにエレベーターや相談室を設置するなどの大規模改修工事を行うものであるが、財源については一般財源を充当することとなっている。本市の財政状況がかつてない厳しい局面を迎えることを念頭に置いているのであれば、合併特例債の再延長を見据えることや、他の起債を充当するような整備計画を検討すべきである。

2、社会文教常任委員会。(1)、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、社会福祉法人運営費助成事業について。法人の市内福祉活動の貢献度に鑑み、その経営内容を精査、確認し、支援策を考慮されたい。具体的には、地域福祉活動担当職員の人件費の支援割合を上げるように考慮すべきである。

(2)、3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費、医療・介護・福祉の人財育成事業について。人材不足解消に向けて、受験者の要望を調査し、制度拡充を図られたい。また、離職率が高いことを踏まえ、職場環境の改善を図る取り組みを考慮すべきである。

(3)、3款民生費、2項児童福祉費、3目保育所費、相川地区統合保育園移転改築事業について。地元や議会と協議が調うまでその執行を見合わせることを。

(4)、3款民生費、2項児童福祉費、6目子育て支援費、子育て支援対策事業について。ファミリーサポートセンター運営委託料が計上されていないが、本事業は病児保育や夜間の預かりなど幅広い支援が可能な唯一の子育て支援事業であり、これを廃止したことは理解に苦しむ。よって、本事業の継続または代替案を早急に示すことを求める。

(5)、4款衛生費、1項保健衛生費、10目健康保養センター費、温泉・地域活性化事業について。施設誘客が促進されるよう、具体的な対応策を図られたい。

(6)、4款衛生費、3項医療推進費、1目医療推進総務費、医療・介護・福祉の人財育成事業について。医療技術者奨学金は新規受給者を24人計上しているが、確実な帰島就職に向けて対応策を講じるべきである。

(7)、10款教育費、1項教育総務費、3目教育振興費、ことば・こころの教室運営事業及び心の教育支援事業について。本事業は、発達遅れ、発達障害のある子供たち、不登校の子供たちがふえている実態から、決算審査特別委員会でも指摘されているが、その支援拠点をふやすよう真剣に取り組まれない。

(8)、10款教育費、1項教育総務費、3目教育振興費、文化・体育活動費補助事業について。児童・生徒の島外での宿泊費自己負担額を1泊1,500円から3,000円に倍増するものである。教育活動に離島としての不利益を課してはならず、従来の制度に戻すことを強く求める。

(9)、10款教育費、2項小学校費、3目総合的学習支援事業費、小学校総合学習支援事業及び3項中学校費、3目総合的学習支援事業費、中学校総合学習支援事業について。佐渡学に関する総合学習支援事業補助金が講師謝礼と消耗品費に統合され、減額されている。文化振興財団設立などにより文化継承や保存を標榜するのであれば、児童・生徒への支援も拡充すべきである。

(10)、10款教育費、5項社会教育費、5目博物館費、佐渡学推進事業について。文化振興財団設立負担金及び事業費補助金について、具体的な事業展開や組織体制が確認できない。文化庁や市補助金に依存しない組織への転換を求める。

(11)、10款教育費、6項保健体育費、1目保健体育総務費、スポーツ推進事業について。市スポーツ協会運営経費補助金について、イベント開催や市民スポーツ推進活動を支援するには職員の安定雇用が不可欠である。協会組織の自己改革を求める必要は理解するが、安定経営に向けて人件費削減は控えるべきである。

3、産業建設常任委員会。(1)、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、佐渡ふるさと島づくり寄附金事業について。ふるさと納税寄附金は、第2の基幹収入となり得るものである。寄附金の収入2億円の目標を達成するにはかなりの労力がかかると思料するが、先進地の対策を研究し、目標が達成できるような対策や努力を求める。

(2)、2款総務費、1項総務管理費、17目特定有人国境離島地域社会維持推進費、航路運賃低廉化事業について。観光客の誘致促進のために、島民に限らず乗船者全員を運賃低廉化の対象とするように国へ働きかけを行うよう求める。

(3)、6款農林水産業費について。平成29年4月3日付佐財第568号、佐渡市補助金等交付規準の制定について(通知)により市単独補助を行わない方針が示され、平成30年度当初予算では該事業の補助率を経過措置として10%から5%に、平成31年度からは補助なしとなる方針である。しかし、今まで補助金を支出していたのは、整備を進めた当時は必要があると判断したためであり、一律で削減することは認めがたい。各事業を精査し、めり張りをつけた補助事業の執行を行うよう強く求める。

(4)、6款農林水産業費、1項農業費、7目農業整備費、農道維持管理事業について。農道の維持補修は管理上必要であるため、必要な補修がしっかり行えるよう予算の確保に努めること。

(5)、7款商工費、1項商工費、3目観光費、観光地域づくり推進事業について。佐渡観光協会と佐渡地域観光交流ネットワークを1つの組織に統合し、個人に選ばれる観光地域づくりを行うために一般社団法人佐渡観光交流機構を設立して佐渡版DMOを形成することは理解できる。しかし、佐渡版DMOを平成28年度から委員会でたびたび協議していたにもかかわらず、平成29年9月定例会以降、本委員会に執行部から説明がなかった。今定例会で予算を計上してきた佐渡の基幹産業の一つである観光に対し、長年続いてきた佐渡観光協会の組織改編を行うことは大転換であり、事前に説明がなかったことは本委員会を軽視していると思えない。今後、本委員会に丁寧に説明や報告を行うように改められたい。また、委託や補助事業が多いため、予算執行に当たっては管理指導を行うよう強く求める。

(6)、8 款土木費、1 項土木管理費、2 目安全・安心まちづくり費、安全・安心まちづくり事業について。平成29年度当初予算のおおよそ半額であり、急激な予算の減額は地域の要望に応えられないと史料する。効果的に事業を行うために必要な事業分は予算を確保することを求める。

(7)、8 款土木費、2 項道路橋りょう費、1 目道路橋りょう総務費、道の駅管理事業について。現在の道の駅は、機能を十分に果たしているとは言えない。移転や休止を含めた今後の方向性を早急に出すこと。また、その結論が出るまでの間、利用者が快適に使えるように改善すること。

(8)、8 款土木費、2 項道路橋りょう費、2 目道路橋りょう維持費、道路橋りょう維持補修事業について。道路や橋などの維持補修は管理上必要であるため、補修がしっかり行えるよう予算の確保に努めること。

(9)、8 款土木費、7 項住宅費、1 目住宅管理費、住環境整備支援事業について。当初予算において2年間実施していた住環境整備支援事業を中止したが、当該事業は経済効果が期待できる事業であり、先般の寒波による宅内水道管の破裂の修理や凍結対策の工事を行えるようにするなど、継続して行うべきである。また、平成30年度まで実施する計画を半ばで中止してしまうことは理解しがたい。事業要綱の見直しを含め、再開に向けた検討を行うこと。

議案第51号 平成30年度佐渡市五十里財産区特別会計予算について、議案第52号 平成30年度佐渡市二宮財産区特別会計予算について、議案第53号 平成30年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算について、議案第54号 平成30年度佐渡市真野財産区特別会計予算について。以上4議案は、平成30年度における各財産区の特別会計予算を定めるもので、その予算規模はそれぞれ次のとおりであります。五十里財産区19万2,000円、二宮財産区173万円、新畑野財産区159万3,000円、真野財産区277万7,000円。主な内容は、管理会費や造林事業費を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。なお、本委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。財産区は速やかに廃止すること。

議案第57号 佐渡市特別職の職員の給与の減額に関する条例の制定について。本案は、本年2月に市職員がいわゆる官製談合防止法の容疑等で起訴されたことのほか、今年度の相次ぐ市職員の不祥事を受けて、市長にあっては本年4月分から6月分までの給料について、副市長にあっては本年4月分及び5月分の給料について、それぞれ条例で規定する給料月額額の10分の1に相当する金額を減額するため、条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第58号 佐渡市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、奨学金の貸与の要件である市税等の滞納に関する規定を削除するため、佐渡市奨学金貸与条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第1号 希望ある佐渡市建設計画につながる合併特例債の有効活用についての請願。本請願は、合併特例債は合併後の市町村が市町村建設計画に基づいて行う事業や均衡ある発展に資するための事業等が対象とされているところ、昨年12月に自由民主党総務部会が合併特例債の発行期限を再延長する方針を決定したとの報道があったことから、再延長が確定した場合は市民も含めて有効活用についての検討や議論を行う時間ができるとして、希望のある佐渡市建設計画につながる趣旨に沿った事業を合併特例債の対象とすること及び発行期限の再延長を見据えた計画を立案するとともに、今後の活用においては住民の理解

を得られる事業に充てることを求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。なお、本請願は市長へ送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求すべきものとして決定しました。

陳情第1号 核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出に関する陳情。本陳情は、平成29年7月7日にニューヨーク国連本部での会議に参集していた各国が核兵器禁止条約を賛成多数で採択したが、唯一の戦争被爆国である日本は交渉に不参加であったことから、原爆投下による核の惨禍を体験し、戦争放棄を定めた憲法を持つ日本が核兵器禁止に賛同し、推進の先頭に立つことが強く求められる立場にあるとして、次の事項の実現を求める意見書を政府に対し提出することを求めるものであります。陳情事項。1、日本政府は核兵器禁止条約を速やかに調印すること。2、条約の調印までの間は、オブザーバーとして条約国会合及び再検討会議に参加すること。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で総務常任委員長の報告は終わりました。

これより議案第43号 平成30年度佐渡市一般会計予算についてに関する委員長質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 私は総務常任委員でありますので、総務のことについては先ほど意見がついていたとおりであります。それ以外の点についてお尋ねをしたいと思います。

とりわけ佐渡の場合は高齢者が多くて、高齢者の問題どうするかというのは、これは最大課題であります。そこで、お尋ねをしたいわけでありまして。今施政方針とかでも言われていますが、今年度は地域包括ケアシステムでありますとか、共生社会をつくる、計画でいうと佐渡市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画がある、そして地域福祉計画も更新する、障害者の計画も更新する、このような状況の中です。そこで、具体的に聞きたいのは、こういった状況の中で新しい高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画が実施となり、高齢者の多い島として深刻な介護を始めとする高齢者の施策は今言ったように大変急務です。介護保険と市の施策が一体となって取り組んでこそ初めてこういった切実な問題は解決、展望が開けるわけでありまして、ところが今年度の予算では高齢者生活支援事業という最も身近で重大な予算がその中の介護予防地域交流活性化事業、老人日常生活用具給付等事業、これらが廃止をされています。前年比でいうとたった245万円なのです。本来こういった事業というのはもっと中身を拡充して利用しやすいようにして、もっともっとやっていくべきというのが今の佐渡の置かれている局面ですから、何でこういうものを廃止したのかお尋ねをしたいというのが1点であります。

2点目は、先ほども言いましたが、障害者の関係であります。平成30年度からは、会社もそうですが、市の障害者雇用に精神障害者も含まれるようになります。こういった対応を見てもわかるように、障害者の支援などを充実させなくてはならない中でありまして、ところが障害者にかかわる予算の施策、障害者外出支援事業534万円削減、地域生活支援事業、ここも526万円削減、名前聞いただけでおわかりだと思いますが、障害者が活動しやすくするために積極的に働きかけるための事業であります。ところが、何でこれ削減されているのかお尋ねしたい。

3点目、金額としては大変少ないのですが、衛生対策費でございます。全島ではばらつきがありますが、集落によって床下予防とか、どぶの予防をやっているというやつですね。この間幾度となく縮小はされて

いますが、本年度は一層の削減、1戸当たりも半分に単価を下げることです。これは地区によってやらないところもありますから、一生懸命やっているところもある。そういったところの意見も聞いてこんなふうになったのか、問題ないのかお尋ねをしておきたいと思います。

4点目、霊柩車の運賃値上げです、事実上。そして、敬老事業の縮小、これは敬老の日に今まで配っていたものを大きく縮小するというものであります。県のホームページでいいますと、平成29年9月1日では佐渡市の100歳以上の高齢者は77人だそうであります。今まででいうと5歳刻み等いろいろあるのですが、ところがことしは46人の予算に削減している。これは一体どういうことなのかお尋ねをしたい。

最後であります、先ほど委員長報告にもありましたが、佐渡文化財団設立にかかわる問題点かなり指摘をされているようではありますが、以前の補助金不正受給の個別外部監査に出した結果の報告であります、しっかりしたビジョンなくして物事をやるということがいろんな問題を引き起こすという大前提になっておりますが、問題はないのかお尋ねをしたいということでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

社会文教常任委員長、駒形信雄君。

○社会文教常任委員長（駒形信雄君） それでは、中川直美議員の質問にお答えをいたします。

まず、一般会計の中の佐渡市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の関係の事業をなぜ廃止ということですが、まず高齢者生活支援事業の介護予防地域交流活性化事業については、子ども若者課の子育て支援対策事業、要は子どもがつなぐ地域の居場所づくり事業補助金と、そっこのほうに移行してあるという説明があったので、了承したものであります。

もう一つ、老人日常生活用具給付等事業については、これは実績により精査し、予算計上したものであるという説明がありました。要は利用者が非常に少ないということであります。

それから次に、障害者の削減であります、まず障害者外出支援事業については事業対象者を見直すことによる減額という説明があって、地域生活支援事業については成年後見事業への予算項目変更による減額であるということであります。成年後見事業を推進するために社会福祉課と高齢福祉課の事業を一本化して成年後見推進事業に計上したということであります。

衛生対策であります。これについては、衛生病虫害の防除機の薬剤散布について実施集落と委託契約を締結し、防除を実施しておりますけれども、下水道の普及と生活環境の改善により実施率が非常に低下しているということであります。防除機での薬剤散布は現状の生活環境には非効率であり、実施率も低下し、水和剤による発生源対策に切りかえることで病虫害を駆除できるということであります。そういったことの判断であります。

霊柩車の件であります。運賃値上げと敬老事業の縮小ということですが、霊柩車の運賃補助金交付制度の見直しについては、12月定例会等で当委員会にも補足説明があったところでありますが、そこではいろんな意見が出たこともあります。理由については、遠隔地への配慮と霊柩車輸送による不均衡を是正して公平な補助制度となるよう検討を行い、変更に至ったということであります。敬老事業については、今までも順次削減をしてきました。敬老品の支給事業について95歳、100歳、100歳以上ということで5歳刻みを対象としてきておりますが、平成30年度以降は100歳に限定して支給することに改定されたということあります。理由としては、高齢化という、平均寿命も延びており、こういうところから縮小してい

きたいという説明であります。

あとは、佐渡文化財団についてですが、佐渡文化財団設立にかかわる問題というのは多く見られております。当委員会に説明がありましたが、今後の計画というものが全く見えてこない、そういったところから具体的な説明をされておられません。よって、それ以上の深い審査には入っておりません。入れませんでした。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 絞って聞きます。いろいろる言ったのですが、まず高齢者の日常生活用具給付等事業、利用者が少ないから、やめるというのだけれども、例えば以前私が掘り起こした事業なのだけれども、軽度生活者援助事業というのは平成24年度に3人しかいなかったのです。それが雪よけとかいろんなこともやれるよということで、佐渡シルバー人材センターに頼むなりなんなりして市の数値だと平成28年度でいうと40人近くになっているのです。制度の周知や充実、利用者に合ったことをまずやって、高齢者のためにやっていこうという姿勢が私は佐渡市には要るだろうと思うのです。ところが、利用者が少ないから、切る、切る、子育てでも何でもそうだけれども、これでは私は問題だと思うのだが、それはいかがか、が1点です。

2点目は、先ほど総務常任委員長の意見の中で、ことしの一般財源に対する15%カットということがこういったところにしわ寄せが行ったのではないですか。総務常任委員長の意見では市民の福祉、暮らしに直結する各種の事業も削減しており、このことは看過できず、実はそういうことなのではないのですか。それについてどうかお尋ねをしておきたいと思います。

先ほど質疑忘れておりましたが、観光の関係抜かしておりましたので、2回目にお尋ねをいたします。佐渡版DMOは既存の佐渡観光協会の看板の塗りかえで、実質中身がないのではないかと、そういうことになりはしないかということをお尋ねしておきます。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

社会文教常任委員長、駒形信雄君。

○社会文教常任委員長（駒形信雄君） それでは、中川直美議員のご質問にお答えします。

当委員会については、今おっしゃいました利用者の増加とか、そういった具体的な報告はありません。それと、もう一点は予算削減ということは、全てにおいて私どもは影響しておると考えております。ですから、いろんな意見を付したという状況でありますので、よろしくご理解のほどお願いします。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

産業建設常任委員長、坂下善英君。

○産業建設常任委員長（坂下善英君） それでは、中川直美議員の質問にお答えをいたします。

DMOが既存の佐渡観光協会の看板の塗りかえにならないかというご質問であります。実は本委員会では平成30年度の一般会計予算の予備審査の前に佐渡版DMOについて審査を行いました。その中では、執行部から次のような説明がありました。いわゆる観光ニーズの多様化に対応するために農林漁業や商工業、各種団体などの関係者と連携を図り、観光地の地域づくりの推進に努めるということで、一般社団法人佐

渡観光交流機構を設立するとのことでありました。農林業や商工を取り込み、地域を網羅した内容であるために、また佐渡観光協会を母体に佐渡地域観光交流ネットワークを統合して観光庁にDMO法人として現在申請をしていることから、観光地づくりの推進を目指しているということで、看板の塗りかえではないものとしたしまして、了としたものであります。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 最後に尋ねておきます。

例えば本会議の答弁でもありましたが、今年度予算は昨年の補助金の個別外部監査の結果に基づいて藤木副市長名による補助金の通達が出て、それに基づいて例えば土地改良区なんかはどんどん半減して、来年、再来年には補助金なくするということが明確に答弁をされておりましたが、そういったような影響が全てのところにあらわれているのではないのですか。それをお尋ねしたい。

それと、もう一つは佐渡文化財団とDMOの関係について両方にお尋ねしておきたいのですが、補助金不正受給問題、個別外部監査の結果の報告、これはしっかり生かさなければいけないと思うのです。あそこでは何を指摘をしているかという、事業主体の決定やその取り組みにおいてそもそも無理があった。そして、もう一つは補助金がどんなことを目的にして、どういうことをするかというビジョンが不明確だったことがああったことを引き起こすバックボーンになっていたと指摘をされているのですが、その佐渡文化財団なりDMOについて今回はそのようなことがないのか。

それと、もう一つ重要なのは、強調されているのは新しい人材も活用するので、報告書によれば属人的なつながりはなかったのかお尋ねしておきたいと思います。

○議長（岩崎隆寿君） 駒形社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（駒形信雄君） それでは、中川議員の質問にお答えします。

まず、佐渡文化財団ですが、これについてはおっしゃるとおり明確なビジョンというものを我々も重要視をして審査をいたしたところでありますが、先ほども申し上げましたように、7月に立ち上げるとはいえ、現在具体的な方針というのは決まっていないし、具体的に当委員会に対して説明ができないということは非常に遺憾に思う、そういうことで我々とすれば指摘をしたところでございます。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 坂下産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（坂下善英君） DMOについてですが、私ども実はDMOというのは、委員会の報告にもありましたけれども、なかなか中身が見えないということで、改めて審査をさせていただきました。その中で多額な委託料が行くということで、意見として先ほど申し上げた内容の意見をつけさせていただいたということでもあります。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で議案第43号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第43号 平成30年度佐渡市一般会計予算についての討論に入ります。

荒井眞理さんの反対討論を許します。

荒井眞理さん。

〔7番 荒井眞理君登壇〕

○7番（荒井眞理君） 無党派、無所属の荒井眞理です。議案第43号 平成30年度佐渡市一般会計予算について反対討論を行います。

一般会計には市民の暮らしや行政を進める上で大切な予算が多く含まれるため、これを反対するということは大きな痛みを伴うことであるとの認識を私は持っております。私の所属する社会文教常任委員会でも複数の事業に対する問題を指摘し、市民と議会の理解を得られるまでその執行はちょっと待ってくださいなどの意見をつけさせていただきました。しかし、今それらの意見をつけたことも私には非常にむなしく感じられています。なぜならば、これまでも執行部に対して市民の意見、目線から議会は多くの指摘と提案を行ってまいりましたが、ことごとく軽視されているというのが実態だからです。行政と議会の間の信頼関係ももはや壊れかけているのではないかと感じています。

例えば昨年の秋に長い時間をかけて決算審査特別委員会を丁寧に行いました。その審査報告の中で指摘させていただいた人口減少対策については、市の人口減少対策への取り組みに緊張感が欠けており、それぞれの担当課で危機感を持って重点的に取り組むようにと指摘しております。例えばその関連で子育て支援対策事業については、ファミリーサポートセンター運営について会員には利用しにくい点があるので、その充実のための検討を指摘しております。また、不登校児童生徒数は増加しており、その原因が多様化していることから、丁寧な支援体制を求めています。けれども、決算審査特別委員会で指摘したこれらは真摯に受けとめられたとは言えない予算案となっています。

また、私自身も一般質問などを通して佐渡の子供たちを取り巻く環境の厳しさが数字にあらわれていることや、佐渡の障害者の自己実現や社会的弱者に対する政策や取り組みが遅れていることなどを指摘し、そこに予算シフトをするように積み上げてまいりました。それは、生まれたときから誰もが幸せだと感じて人生を送れるように保障するのが社会の全ての者の責任であり、それが佐渡でよかったと感じてもらえるのはとりわけ行政の仕事だからです。それを私なりに子供たちや障害者、社会的弱者の声を行政に伝えるように努力してきたつもりでした。けれども、今その声はことごとく泡と消えてしまったむなしさを感じています。

このたび上程されている新年度の予算案、またそれ以前に佐渡市の施政方針と教育行政方針の両方ともが弱者を切り捨ての冷たい内容で、心が凍る思いであります。予算削減の必要は理解しております。しかし、聖域があります。63人の不登校の子供を支える心の教育支援、263人の発達遅れや発達障害のある子供を支えることば・こころの教室、これらの予算も一律に削減されています。佐渡の将来を担う子供たちが力をそがれているなら、そのための教育予算は聖域ではないでしょうか。社会に参加する機会をつくらずに弱者にしまっている私たちの家族、友人たちのための福祉予算も聖域です。しかし、これらの聖域は一律にばさばさと切られました。市の実態を見誤った大きな間違いです。

決算審査特別委員会で充実を求めて指摘したファミリーサポートセンターは廃止になりました。市長はスクラップ・アンド・ビルド、つまり廃止し、新たに立ち上げると言いながら、子育て支援の一丁目一番地はビルドがないまま、空白期間をつくったまま突然の廃止です。スクラップすべきは、例えば決算審査特別委員会でも指摘をしました相川を走らせているぐるりんバスです。客が乗っていない、努力をしていない、がらがらバス。しかし、スクラップをしない。伊藤副市長のお膝元ではないですか。選択と集中と

いうくくりでまた予算を決めています。

学校教育においては、ICT化、電子黒板の導入、電子教科書導入のために4,600万円も小中学校のモデル校1校ずつに投入します。その次の年度にはこの数倍が投入されると思われます。小中学生の2割近くの子供が授業に集中できていない現場の実態を見ているのでしょうか。巨額を必要とするICT化がなぜ今必要なのか、全く説明がされていません。

施政方針では、冒頭に佐渡國の再建を目指すとうたわれています。誰がそうだねと同意しているのでしょうか。意味がわかりません。今佐渡は子供が年間300人も生まれなくなっている非常事態にあります。この危機に対する手厚い予算配分こそ市民がそうだねと言えるものです。聖域もなくスクラップ、削減し、おもしろそうなことに集中して巨額を盛り込んでいる予算、議会や議員たちが積み上げてきた議論が軽視された予算、これは株主である市民が望むものではありません。市民も議会も見えていないこの一般会計予算について私は反対です。議員各位のご理解、また賛同を求めて反対討論を終わります。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で荒井眞理さんの反対討論は終わりました。

次に、室岡啓史君の賛成討論を許します。

室岡啓史君。

〔3番 室岡啓史君登壇〕

○3番（室岡啓史君） 政風会の室岡啓史でございます。議案第43号 平成30年度佐渡市一般会計予算について賛成の立場から討論いたします。

三浦市政の3年目に向かう当初予算457億円、施政方針の前段には佐渡國の再建がうたわれ、観光地域づくりと産業の振興が最重点の取り組みとして掲げられております。4月2日月曜日には佐渡版DMOである一般社団法人佐渡観光交流機構、7月には一般財団法人佐渡文化財団の立ち上げが予定されており、両組織による観光地域づくりの推進と文化保全、活用との融合が期待されるところであります。また、夏には国際文化芸術発信拠点形成事業、「～「響く島。佐渡」プロジェクト～」としてさどの島銀河芸術祭やアース・セレブレーション、北沢浮遊選鉱場ライトアップ等、さまざまな事業が開催される予定です。文化庁（国）から5,000万円の補助が予定されており、総事業費1億1,500万円を有効に活用することで佐渡が誇る自然、文化、芸術の魅力が島内外へと伝わっていく絶好の機会となるでしょう。島の中で人、物、金がぐるぐる回ることを想起するだけでもわくわくします。そして、何よりも7月末には佐渡が世界遺産国内推薦の獲得をすることが大変期待されるところであります。

このような施政方針に合致した当初予算がもしも否決されれば、執行部としては暫定予算を組まなければなりません。暫定予算とは、年度開始までに本予算が成立しない場合に本予算の成立までの空白期間をつなぐために組んだ予算のことです。10日間から3カ月程度の短期間での予算であり、新規事業費などを盛り込まず、経常的経費と公共事業の継続案件など、必要最小限の予算に限られるところが多いそうです。また、どれが義務的経費、経常経費、政策的経費になるか判断は分かれるものがあります。佐渡市では過去に前例がなく、実質あと三、四日で暫定予算を組むことができるとは私には思えません。もしもできたとしても相当な工数を要する膨大な作業となり、想定できない不測の事態が起こり得ることは言うまでもありません。異動や退職もあります。

平成30年度当初予算には以下のような重要なものが含まれていますので、予算が否決されることによっ

てそれらに影響を及ぼすことがあってはなりません。例えば佐渡汽船のジェットfoilやカーフェリーの運賃割引ができない、佐渡産品等の海上輸送費助成ができない、これらは議員立法、特定有人国境離島特別措置法に伴い昨年4月から始まった佐渡汽船の運賃低廉化等のことで、市民の皆さんに大変喜ばれている施策の一つです。佐渡市奨学金（高校生、大学生等、医療技術者）の貸与ができない、公共事業や交付金事業の国、県への交付申請ができなくなる（予算議決の原本証明が必須）、交付申請は通常4月上旬に行う、正規雇用促進に係るキャリアアップ助成事業停止により給与の上乗せができない、商工業者支援の各種貸し付けができないなどなど枚挙にいとまがありません。そして、医療、福祉、介護、子育て等小さな子供たちやお年寄りの方々の実生活にも影響が出てくるでしょう。

直近の12月定例会では、議案第156号 平成29年度佐渡市一般会計補正予算（第8号）についてが賛成9、反対11の賛成少数により否決されました。それから9日後の臨時会にて修正案が可決されました。9日間のタイムラグの影響により、赤泊地区の酪農家の方に対する新牛舎建設に関して、乳牛22頭をふやすための275万円分の補助金を出すことができなくなっていました。結果として佐渡市民にご迷惑をおかけしたという事象であります。本当に痛恨のきわみです。私は、先輩議員から二元代表制においては議会と執行部とは車の両輪であると教わりました。そのとおりだと思います。当初予算を否決するということは、片方の車輪である議会が全く動かないということです。執行部の車輪だけが回るのであれば、同じ場所をぐるぐる回るだけです。すなわち、佐渡市政が一ミリも前には進まないということです。直近の12月定例会から学ぶべきことは多いのではないのでしょうか。

佐渡の人口は、毎年約1,000人ずつ減っております。単純計算で定例会最終日の本日1日だけでも約3人減るといふ計算になります。予算が否決されるとすると、佐渡が順調に沈没に向かうことになるということ強く嘆きます。本予算を否決するということは、農業、観光、医療、介護等全てにおいて否決をするということでもあります。仮に意にそぐわないところがあれば、縛りをかけて通せばいいわけで、否決は全否定と同じことです。

最後に、一議員として予算審査も決算審査も佐渡市政に対する全否定ではなく、部分否定にとどめることで執行部への改善を促していくべきであると強く主張して結びといたします。議員の皆様方におかれましては、良識ある冷静なご判断により賛成をお願いいたします。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で室岡啓史君の賛成討論は終わりました。

次に、中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔13番 中川直美君登壇〕

○13番（中川直美君） 日本共産党の中川直美です。議題となっている平成30年度佐渡市一般会計予算について反対の討論をいたします。

まず、先ほど市民の不安をおおるような賛成討論があったので、そのことを厳しく糾弾しておきたいと思います。そもそも予算を執行する責任と権利というのは執行部にあるのです。12月議会のことも言いました。あのとき会期延長してやれば何ら問題なかった。議会が手を差し伸べたにもかかわらずやらなかったのではないですか。それを知っていていけしゃあしゃあと言うことは断固として許さない。ちなみに、暫定予算については、私は予算の作り方というものを持ってまいりましたが、ここにも明確に書いてあ

ります。先ほど介護も暮らしも子育てもみんな影響するというお話でありました。これは、ある市町村で暫定予算を組んだところの市民向けのものを持ってまいりました。病院は大丈夫ですか。何ら問題ありません。子供が保育園と幼稚園に通園していますが、大丈夫ですか。何ら問題ありません。道路の舗装の穴ぼこだうなりますか。問題ありません。小学校問題ありません。暫定予算というのは義務的経費ではありますが、佐渡でいえば本土に通うというのはまさに義務的経費なのです。それまでやれないというようなことをあおる、とんでもないやり方だということをまず厳しく指摘をして、予算について反対の討論を述べます。

1つは、市の財政は過去を背負って、未来を見通しながら、現在のためのものである、自治体の財政論読んでいくとこの言葉にぶち当たるのです。過去のこと知らないではないのです。過去から背負ってきて、そして未来を見通して、今を生きるのです。今困っている人たちに光を当てるのが政治なのではないですか。先ほど総務常任委員長のここにほとんど網羅をされているので、私は言いませんでしたが、削減、削減ということで敬老祝い品100歳だけにして金を値切る。私のやったところでは、どこの方か言いませんが、島外から担当者が来るので、本当はお茶を出したかったのだけれども、水にかえたという話がありまして、総務常任委員会では本来ならコーヒーとお茶を出して、水は海洋深層水を持って帰ってもらうべき、場合によってはまんじゅうぐらい出すべき、そして佐渡観光をアピールすべきだという声がありました。私は、まさにそのとおりだというふうに思います。先ほど質疑でもやりましたが、高齢者の身近なものを次々切るような、こんな予算は断じて賛成するわけにはいかない。

大枠で言います。まず、財政がないといいますが、国の地方財政計画では十分な予算を配置したと言っています。私は、本会議の質疑でもやりましたが、例えば重点にやるべきものの中で、重点施策の中では高齢者の生活支援、そして地域の暮らしを守る、支える仕組みづくりのために年間4,000万円来ているのです。三浦市政になっても1億2,000万円来ているけれども、こういったものには一銭も金使っていない。こういうことではだめだし、先ほど質疑でも言いましたが、今本当に不景気と深刻な格差の中で困っている市民の暮らしを応援する、地域を発展させていく、農業を頑張れと応援していく、これが市の財政であるべきだと私は考えております。

最後に、今年度の方針の中で例えば大規模農業というようなことありましたが、農業施策見てもわかりませんが、大規模応援するものもない、小規模応援するものもない、本当にこれで何をやりたいのか私はわからない、このように思っているところであります。先ほど世界遺産だ、観光だという話ありました。幾ら世界遺産に登録されてよくなっても、市民の暮らしと地域がよくならなくては何の意味もないということ強く指摘をして反対の討論といたします。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で中川直美君の反対討論は終わりました。

議案第43号についての討論を終結いたします。

これより議案第43号 平成30年度佐渡市一般会計予算についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は否決であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、原案に賛成する者の起立により行います。

念のため申し上げます。委員長の報告にかかわらず、議案第43号について賛成される方は起立されるよ

うお願いいたします。

それでは、お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

次に、ただいま議決いたしました議案第43号を除く総務常任委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、10分間休憩いたします。

午後 2時47分 休憩

---

午後 2時57分 再開

○議長（岩崎隆寿君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、社会文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

社会文教常任委員長、駒形信雄君。

〔社会文教常任委員長 駒形信雄君登壇〕

○社会文教常任委員長（駒形信雄君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条及び第143条の規定に基づき報告します。

議案第4号 佐渡市公民館条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、新穂行政サービスセンターの新築に伴う地区公民館の位置の変更並びに同センター及び小木行政サービスセンターと公民館との供用開始に伴う地区公民館の使用料の改定のため、佐渡市公民館条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第5号 佐渡市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定について。本案は、国民健康保険法の改正に伴い、国民健康保険の財政運営が市区町村から都道府県に移行することから、佐渡市国民健康保険条例等の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第6号 佐渡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、平成30年度から国民健康保険法の規定により適用される住所地特例の見直しが行われることから、佐渡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第7号 佐渡市子ども未来応援基金条例の制定について。本案は、地域における児童福祉の推進を図ることを目的とする事業の経費に充てるための基金を設置し、管理するため、必要な条例を制定するも

のであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。なお、本委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。ふるさと納税等の資金に限らず、明確な予算措置を講ずるよう強く求める。

議案第8号 佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、介護保険法関係法令の改正に伴い、平成30年度から平成32年度までの第1号被保険者の保険料等を設定するため、佐渡市介護保険条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第9号 佐渡市介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、介護保険法関係法令の改正に伴い、介護予防給付のうち、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が平成30年度から地域支援事業の給付対象へ完全移行されることにより、基金を当該事業に要する費用の財源に充てることを可能とするため、佐渡市介護給付費準備基金条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第11号 佐渡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について。本案は、介護保険法関係法令の改正に伴い、居宅介護支援の指定権限が都道府県から市に移譲されるため、必要な条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第12号 佐渡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号 佐渡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号 佐渡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について。以上3議案は、介護保険法関係法令の改正に伴い、国の定める基準が改正されたため、市が指定する介護予防事業所の人員等について所要の改正を行うものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第15号 佐渡市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、介護保険法関係法令の改正に伴い、介護予防給付のうち、介護予防通所介護が平成30年度から地域支援事業の給付対象へ完全移行されることに伴い、佐渡市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第16号 佐渡市特別養護老人ホーム歌代の里条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、介護保険法関係法令の改正に伴い、運営事業の基準について所要の見直しを行うため、佐渡市特別養護老人ホーム歌代の里条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第17号 佐渡市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、介護保険法関係法令の改正に伴う所要の見直しのため、佐渡市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第22号 佐渡市教職員住宅条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、老朽化した井内教職員住宅を廃止するため、佐渡市教職員住宅条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第23号 佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、社会教育施設の見直しにより、小木体育館を廃止するため、佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第24号 佐渡市南佐渡離島開発総合センター条例を廃止する条例の制定について。本案は、社会教育施設の見直しにより、南佐渡離島開発総合センターを廃止し、小木行政サービスセンターに公民館機能を統合するため、佐渡市南佐渡離島開発総合センター条例を廃止するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第25号 公の施設に係る指定管理者の指定について（さわたコミュニティセンタービューさわた、佐和田大佐渡交流活性化センター）。本案は、さわたコミュニティセンタービューさわた及び佐和田大佐渡交流活性化センターの指定管理者として株式会社共立メンテナンスを指定することについて、議会の議決を求めるものであります。農業関係施設の有効活用等の検討のため期間を延長するものであり、指定の期間は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間で、その間の指定管理料の上限は1,458万2,000円であります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。なお、本委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。今回の指定管理期間の延長は、佐渡市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定による2回目の指定管理であるが、民間譲渡に向けて最大限の努力をすべきである。

議案第26号 佐渡市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更について。本案は、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律により、現在吉井、水津及び月布施の3郵便局で行っている戸籍謄抄本等の証明発行事務について、その期限をさらに1年間延長するため、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第44号 平成30年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について。本案は、平成30年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ61億3,700万円とするもので、前年度当初予算と比較して13億5,900万円、率にして18.1%の減となるものであります。主な内容は、本年4月からの制度改正により、県へ納付する国民健康保険事業費納付金及び適切に医療を提供するための保険給付費を計上するほか、被保険者の健康保持、増進を図るための保健事業費を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。なお、本委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。国民健康保険税については、本市の所得水準を考慮した上で、本年6月の本算定時に軽減化を図ること。

議案第45号 平成30年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について。本案は、平成30年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億4,780万円とするもので、前年度当初予算と比較して3,560万円、率にして5%の増となるものであります。主な内容は、事業運営主体で

ある新潟県後期高齢者医療広域連合への納付金等の所要額を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第46号 平成30年度佐渡市介護保険特別会計予算について。本案は、平成30年度佐渡市介護保険特別会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ85億7,680万円とするもので、前年度当初予算と比較して1億450万円、率にして1.2%の増となるものであります。主な内容は、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業等の所要の予算を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。なお、本委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。地域包括支援センターにおける人事交流や生活支援コーディネーターの活用により、地域支援事業の充実を図られたい。また、第7期介護保険事業計画を確実に履行するため、各法人との綿密な調整と人材確保に努めること。

議案第49号 平成30年度佐渡市歌代の里特別会計予算について。本案は、平成30年度佐渡市歌代の里特別会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億6,390万円とするもので、前年度当初予算と比較して570万円、率にして1.2%の減となるものであります。主な内容は、歌代の里への施設入所者介護及び短期入所等に係る所要額を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第50号 平成30年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について。本案は、平成30年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億7,240万円とするもので、前年度当初予算と比較して660万円、率にして1.1%の減となるものであります。主な内容は、すこやか両津への施設入所者介護及び短期入所等に係る所要額を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第55号 平成30年度佐渡市病院事業会計予算について。本案は、平成30年度佐渡市病院事業会計予算について、収益的収入の予定額を16億5,273万6,000円、収益的支出の予定額を19億1,448万4,000円、資本的収入の予定額を1億1,789万6,000円、資本的支出の予定額を2,697万8,000円とするものであります。主な内容は、地域医療を確保するための所要額を計上するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。なお、本委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。両津病院基本設計業務委託料が計上されているが、建設用地等について市民と議会の理解が得られるまでは予算の執行を見合わせること。

陳情第2号 障害者の暮らしの場の充実を求める意見書採択のお願い。本陳情は、障害によって何らかの社会的支援が必要な方々を受け入れる入所施設等の整備が不十分なため、家族介護に依存せざるを得ない実態があることから、一人一人が望む暮らしの実現や地域で安心して暮らせる場の選択肢を確保することが必要であるとして、障害児者の生きる基盤となる暮らしの場の早急な整備を求める意見書を関係機関に対し提出することを求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で社会文教常任委員長の報告は終わりました。

これより議案第7号 佐渡市子ども未来応援基金条例の制定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第8号 佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔13番 中川直美君登壇〕

○13番（中川直美君） 反対の討論を行います。

1つは、高齢者の年金などが実質大きく下がっている中での値上げということであり、人心を惑わせてはいけませんので、正確に言いますと、これまで年額6万9,600円だったものを4,800円、6.9%上げて7万4,400円が標準額になるというものであります。極めて深刻な経済状況の中、例えば介護保険に入っている方々でいいますと、これは前期のときの資料でございますが、合計所得金額が120万円未満の方が全体の84%、1万9,388人おります。こういう状況の中での値上げはとても耐えられないという状況であります。また、高齢者の場合は今回惑星直列といいまして、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険ということで3つがダブルパンチになっております。例えば後期高齢者も同じように払うわけですが、そこで滞納されている方が95人、342万2,994円、95人の方が払えずにいるという状況です。こんな中でこの値上げはとても耐えられない。気のきいた市町村になりますと、一般会計なども入れてやっているところもあります。この深刻な不景気のさなか上げるべきではないし、負担も耐えられないということを強く申し述べて、反対討論としたいと思います。

また、1つつけ加えておきますが、2008年のときに高齢者差別だということで批判をかわすために後期高齢者医療保険料の軽減の特例措置、これが2017年から段階的に廃止をされておりますから、その分の負担も大きく変わってくる、こういう状況の中ですから、身近な市町村は高齢者の暮らしを守るために予算措置も含めて考えるべきだということを加えておきたいというふうに思います。よろしく賛同をお願いいたします。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で中川直美君の反対討論は終わりました。

議案第8号についての討論を終結いたします。

これより議案第8号 佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いてに関する委員長質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 先ほども冒頭相川保育園の用地の問題で住民合意が得られていないということも含めて撤回がありました。これは小木体育館のことです。前回の12月議会でももめた案件でもあります。そういう意味でいいますと、しっかり住民合意が得られているのか。特に何を言いたいかというと、いつも住民との話し合いはうまくいっているのかと言うと、大丈夫です、大丈夫です、大丈夫ですと言って、最後には大問題になってきているというのがこの間の経緯でございますから、審査した社会文教常任委員のメンバーを私しっかり覚えておいて、問題になったらきちんと責任をとっていただきたいというふうに思っているのです、お尋ねをしたいところです。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

駒形社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（駒形信雄君） それでは、中川直美議員のご質問にお答えします。

確かに12月議会の審査のときにはいろいろ問題点があったことは承知しております。しかし、今現在小木小学校体育館は天井等が落下し、危険であるため、解体することにはやむなしということで住民の合意が得られているということで説明があり、了解したものであります。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 財源は合併特例債で云々という声も出ましたが、そこでお尋ねをしたいのだが、つまり私何言いたいかというと、同じような各地区にこういったようなものがあって、小木地区については代替施設等の要望も出ているから、納得、住民合意が私は得られていると思うのです。とすると、ほかの地区の施設も同じような扱いを私はしないといけないと思うのですが、そういう意味で公正、公平が保たれていますか。

○議長（岩崎隆寿君） 駒形社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（駒形信雄君） 小木地区については、要望書が出されているということは説明がありました。それについて、解体することについては理解するが、その後の利用についての要望が出ておるということであります。同じようにほかの施設についても、12月議会で当委員会が付した意見のとおり、しっかりと住民の合意形成がなされるということが非常に重要であるということが当委員会の基本的な考えであります。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で議案第23号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第23号 佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 公の施設に係る指定管理者の指定について（さわたコミュニティセンタービューさわた、佐和田大佐渡交流活性化センター）についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 佐渡市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号 平成30年度佐渡市国民健康保険特別会計予算についてに関する委員長質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 昨年度国民健康保険の黒字分、ご承知だと思いますが、言うまでもありませんが、国民健康保険の会計には市のルール分以外の、市の純然たるお金は入っておりません。ですから、まさに自分が積み立てたものが黒字になったのです。その分を基金に積み立てました。私は、これを使って引き下げをやるべきだ。ところが昨年、いや、来年度になると県単位の制度になるので、値上がりするので、困るので、そのために、そのためにというお話でありましたが、現在のところは国民健康保険税は3,000円程度下がるということになっているわけで、県内においても佐渡市の市町村民所得は低い。ところが、国民健康保険税は新潟市と大体1,000円とかそこらしか変わらないというのではとても負担が耐えられないわけであります。そこで、昨年の皆さん方の答弁でありますと、この基金はことしのための引き下げの財源に使うと言っていたわけでありますから、子育てやいろんなことも言われている深刻な不景気でもありますから、低所得者層や子育て世帯の均等割とかに充てることも含めて活用すべきだというふうに私は思うのですが、その辺はどのような方向になっていますか。

○議長（岩崎隆寿君） 駒形社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（駒形信雄君） それでは、中川直美議員の質問にお答えします。

昨年度当委員会でも今中川議員がおっしゃった方向で答弁したことは間違いありません。本年度については、国民健康保険税、平成29年度は9万5,845円、平成30年度は9万1,950円、1人当たりのものとする3,891円の減ということであります。今後の国民健康保険会計については共同事業等に移行していくわけですが、当分の間は市町村で保険税も決めていくということでありますので、今後は基金の活用を考えておくべきということで、当委員会の意見として付したとおりで、所得水準を考慮した上で軽減化を図ることという意見を再度つけたものであります。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で議案第44号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第44号 平成30年度佐渡市国民健康保険特別会計予算についての討論に入ります。

中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔13番 中川直美君登壇〕

○13番（中川直美君） 反対の討論を行います。

よせばいいのに討論するのは……こう言っていて大体やらないというのがいつもですから、厳しく指摘をしておきたいと思います。今回広域化の中で各市町村がどのような取り組みと方向を出しているかという、具体的にどのような軽減策をやるのかということ、どうやって軽減していくのか、広域化の中でどういう方針でやっていくのかということを確認しております。先ほどの社会文教常任委員長答弁見ても極めて私は曖昧だという点で反対をいたしたいと思います。例えば、先ほどもちょっと触れましたが、国民健康保険、介護、医療の問題がどういう問題になっているか。1月28日、ちょっと見にくいのですが、「サンデー毎日」、国民健康保険、介護保険大改悪は家計を破壊する。国民健康保険の広域化の問題、病床削減問題、介護からの追い出し、自立の問題。「サンデー毎日」って普通の週刊誌ですよ。普通の週刊誌も今このように書くような事態に陥っているということなのです。ですから、ここは本当にしっかりした方針持ってやる必要がある。

例えばご紹介をしておきますが、北海道の旭川市ではどのようなことをやっているかということ、国民健康保険の中には40歳以上の方がいますから、その方は介護保険料も払っていますから、その方については1人につき保険料を3,000円減免するとか、低所得者に対しては1割の負担割合にする、子供がいるところでは、18歳未満の被保険者については均等割を3割未満にする、こういったのが最近ぽつぽつふえてきています。とりわけ、私も取り上げておりますが、担税能力のない、税金を払うことができない子供たちに、生まれるといきなり均等割かけるとするのは、これは問題だ、全国市町村会の中でも言われている改善策であります。

例えば佐渡市には平成27年3月時点、これは過去にも取り上げておりますが、19歳未満の国民健康保険加入者が1,464人、9%もいるわけであります。ですから、ことし3,000円下がる。低所得者とかこういった子育て世帯を対象に均等割とかをしっかりとやっていくという方針がまず必要だということであります。基金のことは以前も申し上げておりますが、平成26年度までは380万円しかなかったのがぽんぽんぽんやって4億円まで積み足してきたのです。近年では過去最高の基金を積み上げてきている。深刻な不景気の中でどうなっているかということ、過去にもご紹介をしておりますが、滞納世帯が非常にふえているというこ

とであります。平成27年度の数値であります、917人いて、大変なことになっている。所得階層でいきますと200万円以下が91.5%、100万円以下が76%も国民健康保険の会計の中にはいるわけありますから、いかに深刻か、まさに先ほど言いました週刊誌が広域化で直撃という中身になっています。そういった方針でしっかりやるべきだということを強く述べておきたいと思えます。

ちなみに、今年度に国民健康保険の広域化になって、先ほど旭川市のことを紹介をしましたが、埼玉県のみじみ野市では第3子以降の子供の均等割を全額免除、こういったこともやっている市町村が非常にふえているということを強く申し述べて、反対の討論といたします。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で中川直美君の反対討論は終わりました。

議案第44号についての討論を終結いたします。

これより議案第44号 平成30年度佐渡市国民健康保険特別会計予算についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号 平成30年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号 平成30年度佐渡市介護保険特別会計予算についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号 平成30年度佐渡市病院事業会計予算についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議決いたしました議案第7号、議案第8号、議案第23号、議案第25号、議案第26号、議案第44号から議案第46号まで及び議案第55号を除く社会文教常任委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

坂下産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 坂下善英君登壇〕

○産業建設常任委員長（坂下善英君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第18号 佐渡市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、道路法施行令の改正を踏まえ、新潟県漁港管理条例が改正されたことに伴い、県に準拠した漁港施設占用料とするため、佐渡市漁港管理条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第19号 佐渡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、道路法施行令の改正を踏まえ、新潟県道路占用料徴収条例が改正されたことに伴い、県に準拠した道路占用料とするため、佐渡市道路占用料徴収条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第20号 佐渡市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、都市公園法施行令等の改正に伴い、公園施設として設置できる運動施設の設置基準を追加するため、佐渡市都市公園条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第21号 佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、一定の要件を満たす入居者の収入申告義務を緩和すること及び老朽化した市営住宅を廃止するため、佐渡市営住宅条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第27号 財産の無償譲渡について（佐渡太鼓体験交流館用地）。本案は、本年4月1日に佐渡太鼓体験交流館を公益財団法人鼓童文化財団へ譲渡することに伴い、建設用地も同時に無償譲渡するため、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第28号 市道路線の認定について。本案は、寺田線道路改良舗装事業を実施するに当たり、市道として認定する必要があるため、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第29号 市道路線の変更について。本案は、道路改良舗装事業を実施するに当たり、関連する路線

を変更する必要があるため、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第47号 平成30年度佐渡市下水道特別会計予算について。本案は、平成30年度佐渡市下水道特別会計予算について、歳入歳出予算の総額を34億6,300万円とするもので、前年度当初予算と比較して1億1,290万円、割合にして3.4%の増となるものであります。主な内容は、下水道施設の維持管理経費や公債費のほか、下水道建設事業費を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。なお、本委員会で付した意見は次のとおりであります。

意見。地区によって水洗化率が低く、経営の改善の見通しが立っていない。加入促進を精力的に行うとともに、新規の本管工事は終息に向けて事業見直しを早急に行うことを強く求める。

議案第48号 平成30年度佐渡市小水力発電特別会計予算について。本案は、平成30年度佐渡市小水力発電特別会計予算について、歳入歳出予算の総額を3,530万円とするもので、前年度当初予算と比較して1,020万円、割合にして40.6%の増となるものであります。主な内容は、小水力発電施設の修繕及び更新に係る積立金並びに維持管理経費を計上し、その財源を売電収入により賄うものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第56号 平成30年度佐渡市水道事業会計予算について。本案は、平成30年度佐渡市水道事業会計予算について、収益的収入の予定額を27億5,341万8,000円、収益的支出の予定額を27億1,952万1,000円、資本的収入の予定額を16億9,139万5,000円、資本的支出の予定額を23億8,868万4,000円とするものであります。主な内容は、水道水の安定供給を行うための老朽管更新事業費や配水管等敷設替事業費のほか、施設更新のための施設増改良事業費等を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。なお、本委員会で付した意見は次のとおりであります。

意見。以前から有収率が低く、改善がなかなか見通せていない。劇的な改善は難しいことは理解するが、収益を改善するためには有収率を上げることは避けて通れないため、対策の強化を含め経営改善に努力されたい。

以上であります。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で産業建設常任委員長の報告は終わりました。

これより産業建設常任委員会に付託した案件についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議会改革等特別委員会の報告

○議長（岩崎隆寿君） 日程第3、議会改革等特別委員会の報告を行います。

議会改革等特別委員会に付託した事件について特別委員長の報告を求めます。

議会改革等特別委員長、渡辺慎一君。

〔議会改革等特別委員長 渡辺慎一君登壇〕

○議会改革等特別委員長（渡辺慎一君） 議会改革等特別委員会報告。

本委員会に付託された事項について、会議規則第109条の規定により、次のとおり最終報告とする。

1、本委員会への付託事項。(1)、議員定数に関する事。 (2)、議会基本条例に関する事。

2、委員会の構成と開催状況。別紙1のとおり。

3、審査の概要と結果。(1)、議員定数に関する事。本委員会は、平成28年4月28日の発足以来、本市議会議員の定数について検討を進めた結果、次期一般選挙より議員定数について現行の22人を21人に改めることを賛成多数で決定し、平成29年9月21日本会議において中間報告を行った。同日、当該報告の内容を踏まえて、当該定数に賛成する者8人による定数条例の改正案が本会議に付された結果、同案は賛成多数で可決された。よって、現在、本市議会の議員定数は次期一般選挙より21人となることが決定している。

(2)、議会基本条例に関する事。議会基本条例は、地方自治の原則である二元代表制の一翼の使命を明確にするものである。議会の使命とは何か、市民は議会に対してどのように意見や要望を伝え、それに対して議会はどのように対応するのか、執行部からの政策提案を議会でどのように審議して議決するのか、市民と議会が直接対話をする場を必ず設けること、執行部に議員に対する反問を認め、緊張感を持った活発な議論を行うなど、より開かれた議会を目指さなければならない。

本委員会においては、既に議会基本条例を制定している新潟県内の市議会の例を参考としながら、先進地でもある上越市議会への視察研修を行った。これらを踏まえ、議会基本条例制定までの経緯や制定後の議会の現状等について調査を行った上、当該条例制定に向け議論を重ねてきたが、議会基本条例の大枠のみの議論にとどまり、議会の使命とは何かという本質的な議論あるいは条例制定によって市民と議会との関係がどうあるべきか、また反問権をどのようにするかなど、具体的に詳細な内容にまで踏み込んだ議論を行うには至らなかった。

しかしながら、佐渡市議会基本条例の制定に向けて、基本理念としての前文及び条例で定めるべき項目については、別紙2のとおり本委員会として合意を得たものである。

したがって、議会基本条例の制定に当たっては、今後も当該条例に特化した特別委員会等を設置し、十分に時間をかけて議論、検討を推し進めていくべきものである。

以上をもって議会改革等特別委員会の最終報告とする。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で議会改革等特別委員会の報告は終わりました。

お諮りいたします。議会改革等特別委員会は本日をもって廃止することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、議会改革等特別委員会は本日をもって廃止することに決定いたしました。

ここで、10分間休憩いたします。

午後 3時47分 休憩

---

午後 3時57分 再開

○議長（岩崎隆寿君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第4 発議案第2号

○議長（岩崎隆寿君） 日程第4、発議案第2号 佐渡市副市長定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

近藤和義君。

〔18番 近藤和義君登壇〕

○18番（近藤和義君）

発議案第2号

佐渡市副市長定数条例の一部を改正する条例の制定について

上記議案を地方自治法第112条及び佐渡市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成30年3月26日

佐渡市議会議長 岩 崎 隆 寿 様

提出者	佐渡市議会議員	近 藤 和 義
賛成者	”	中 川 直 美
	”	渡 辺 慎 一
	”	中 村 良 夫
	”	佐 藤 孝 孝
	”	金 田 淳 一
	”	駒 形 信 雄
	”	上 杉 育 子
	”	広 瀬 大 海
	”	竹 内 道 廣
	”	祝 優 雄

佐渡市副市長定数条例の一部を改正する条例

佐渡市副市長定数条例（平成17年佐渡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

本則中「2人」を「1人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に副市長として選任されている者の任期は、なお従前の例による。

先ほど平成30年度一般会計予算が見事に否決されましたが、関連ある提出理由を述べます。

1、現在本市の副市長1人の人件費は約1,330万円で、議員の3倍を大きく上回る報酬額であるが、副市長2人制は全国5万人から6万人の市で佐渡市を含めてわずか6市であり、約9割の市は1人またはゼ

口人である。現行の2人制は、部長制も含めて緊縮財政を目指す本市執行部の方針に全く逆行している。

2、本市のこの2年間は各施策の成果が全く見られず、行政の停滞がひどい。今回の大規模断水災害もその対応のまずさから人災と指摘をされており、また職員不祥事の発生頻度も過去最悪であり、ガバナンスが全く欠如をしている。過去の副市長1人の市政と比較をし、現行の2人制は全てに逆効果を来しており、屋上屋を架しているだけであり、早急に副市長1人制に戻すべきである。

以上、議員諸氏の賛同を求めるものであります。

○議長（岩崎隆寿君） ただいま議題となっております発議案第2号については、佐渡市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第2号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより発議案第2号 佐渡市副市長定数条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 発議案第3号から発議案第5号まで

○議長（岩崎隆寿君） 日程第5、発議案第3号から発議案第5号についてを一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中川直美君。

〔13番 中川直美君登壇〕

○13番（中川直美君）

発議案第3号

佐渡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
上記議案を地方自治法第112条及び佐渡市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成30年3月27日

佐渡市議会議長 岩 崎 隆 寿 様

提出者	佐渡市議会議員	中 川 直 美
賛成者	〃	近 藤 和 義
	〃	中 村 良 夫
	〃	渡 辺 慎 一

佐渡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
佐渡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成16年佐渡市条例第49号）の一部を次のよ

うに改正する。

第5条第2項中「100分の152.5」を「100分の147.5」に、「100分の162.5」を「100分の157.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発議案第4号

佐渡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記議案を地方自治法第112条及び佐渡市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成30年3月27日

佐渡市議会議長 岩 崎 隆 寿 様

提出者 佐渡市議会議員 中 川 直 美

賛成者           "           近 藤 和 義

                  "           中 村 良 夫

                  "           渡 辺 慎 一

佐渡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市特別職の職員の給与に関する条例（平成16年佐渡市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の155」を「100分の150」に、「100分の165」を「100分の160」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発議案第5号

佐渡市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記議案を地方自治法第112条及び佐渡市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成30年3月27日

佐渡市議会議長 岩 崎 隆 寿 様

提出者 佐渡市議会議員 中 川 直 美

賛成者           "           近 藤 和 義

                  "           中 村 良 夫

                  "           渡 辺 慎 一

佐渡市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市教育長の給与に関する条例（平成27年佐渡市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の155」を「100分の150」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

佐渡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び佐渡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例並びに佐渡市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例、以上3議案は関連があるので、一括して提案理由を簡単に述べさせていただきます。

1つは、新年度予算の方針にあった市民の福祉、暮らしにかかわる部分、影響があるにもかかわらず、責任ある我々がのうのうとしてられるかというものであります。

そして、もう一つは、これは平成28年12月にボーナス分を上げた分であります。例えば市長でいうと8万6,250円、副市長ですと6万7,275円、教育長で4万9円、議員で3万843円、この部分を引き下げようではないかということであります。先ほど新年度予算についてはいろいろありましたが、市民に痛みを与えておいて、我々だけが放っておくということは私は許されないというふうに思います。

加えて言えば、国の通知では特別職の報酬等についてはこのように書かれております。「特別職の報酬等はその職務の特殊性に応じて定められるべきものであって、生計費や民間賃金の上昇等に相応して決定される一般職の職員の給与とはおのずからその性格を異にし」、このように明確に述べているところでございます。ぜひ賛同いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（岩崎隆寿君） ただいま議題となっております発議案第3号から発議案第5号については、佐渡市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第3号から発議案第5号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより発議案第3号 佐渡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第4号 佐渡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第5号 佐渡市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 発議案第6号

○議長（岩崎隆寿君） 日程第6、発議案第6号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

山田伸之君。

〔6番 山田伸之君登壇〕

○6番（山田伸之君）

発議案第6号

核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成30年3月27日

佐渡市議会議長 岩 崎 隆 寿 様

提出者	佐渡市議会議員	山 田 伸 之
賛成者	〃	広 瀬 大 海
	〃	竹 内 道 廣
	〃	中 川 隆 一
	〃	中 川 直 美
	〃	渡 辺 慎 一

核兵器禁止条約の調印を求める意見書

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た平成29年7月7日に核兵器禁止条約が採択された。

条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪している。核兵器はいまや不道徳であるだけでなく、歴史上初めて明文上も違法なものとなった。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止するものとなっている。

また条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示している。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国や被害国の国民の切望に応えるものとなっている。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに我々国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものである。広島と長崎への原爆投下に見られる核の惨禍を体験し、その経験から戦争放棄を定めた憲法を持つ日本は、核兵器の禁止に賛同し、推進の先頭に立つことが強く求められる。

さらに、平成29年12月に核兵器廃絶を訴えてきたNGO団体ICANへノーベル平和賞が授与され、被爆者も受賞演説を行った。このことは、国連での多数派ということだけでなく、国際社会でも核兵器廃絶の声が大きく広がり、そして、これからも広がることを示している。

よって、国においては、次の事項の実現を強く求める。

記

- 1 日本政府は核兵器禁止条約を速やかに調印すること。
- 2 条約の調印までの間は、オブザーバーとして条約国会合及び再検討会議に参加すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（岩崎隆寿君） ただいま議題となっております発議案第6号については、佐渡市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第6号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより発議案第6号 核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出についての採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 発議案第7号

○議長（岩崎隆寿君） 日程第7、発議案第7号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

駒形信雄君。

〔8番 駒形信雄君登壇〕

○8番（駒形信雄君）

発議案第7号

障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書の提出について  
上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成30年3月27日

佐渡市議会議長 岩 崎 隆 寿 様

提出者	佐渡市議会議員	駒 形 信 雄
賛成者	〃	宇 治 沙耶花
	〃	祝 優 雄
	〃	金 田 淳 一
	〃	荒 井 眞 理
	〃	北 啓

障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書  
障害によって何らかの社会的支援がなければ生きていけない障害児者が年々増加している。現行の障害

福祉施策は、居宅や施設等のサービス全般にわたって社会資源の絶対的不足が慢性化しており、結果として多くの障害児者が家族の介護に依存した生活を余儀なくされている。家族に依存した生活の長期化は、精神的にも経済的にも相互依存をより助長し、障害児者の自立をますます困難なものにしている。

平成26年1月に締結した国連・障害者権利条約の第19条（a）では「障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと」と、また、第28条では「障害者が、自己及びその家族の相当な生活水準（相当な食糧、衣類及び住居を含む。）についての権利並びに生活条件の不断の改善についての権利を有することを認める」と明記されている。

多くの障害児者と家族は、社会からの孤立と家族依存や老障介護等の現実の中で、生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を切実に望んでいる。とりわけ、緊急時や同性介護に対応するヘルパー等の福祉人材確保の問題や、入所施設への希望者が増加する中で緊急度の高い待機者が長期のショートステイを余儀なくされている問題などは早急に解決すべき問題であるといえる。

よって、国においては、こうした深刻な現状を打開するために、地域で安心して暮らすために必要な社会資源の拡充を図るとともに、地域の中の重要な社会資源として共存し、相互に連携した運営と拡充が図られ、利用者が体験的に選択できる状況を早期に実現するよう、次の事項を強く求める。

#### 記

1 障害児者が「暮らしの場」を選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの社会資源を拡充し、福祉人材を確保すること。

2 入所機能を備えた地域生活支援拠点を国の責任で整備すること。

3 前2項を実現するために、障害者関係予算を大幅に増額すること。また、施策の重要な担い手である地方公共団体を財政的に支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（岩崎隆寿君） ただいま議題となっております発議案第7号については、佐渡市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第7号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより発議案第7号 障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書の提出についての採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（岩崎隆寿君） 日程第8、議案第60号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。  
市長から提案理由の説明を求めます。

三浦市長。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） 議案第60号 人権擁護委員候補者の推薦について。

本案は、平成30年6月30日をもって任期満了となる佐渡市の人権擁護委員について、引き続き柴田博文氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、議会の意見を求めるものでございます。

よろしく賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（岩崎隆寿君） ただいま議題となっております議案第60号については、佐渡市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、議案第60号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第60号 人権擁護委員候補者の推薦についての採決を行います。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

---

#### 日程第9 議案第61号

○議長（岩崎隆寿君） 日程第9、議案第61号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。  
市長から提案理由の説明を求めます。

三浦市長。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） 議案第61号 人権擁護委員候補者の推薦について。

本案は、平成30年6月30日をもって任期満了となる佐渡市の人権擁護委員について、引き続き中川智賀子氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、議会の意見を求めるものであります。

よろしく賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（岩崎隆寿君） ただいま議題となっております議案第61号については、佐渡市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、議案第61号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第61号 人権擁護委員候補者の推薦についての採決を行います。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は同意することに決しました。
- 

日程第10 委員会の閉会中の継続審査の件

- 議長（岩崎隆寿君） 日程第10、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。  
各委員長からお手元に配付したとおり閉会中の継続審査等の申し出があります。  
お諮りします。各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査等に付することにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。  
よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査等に付することに決しました。
- 

発言の訂正

- 議長（岩崎隆寿君） ここで、本間産業観光部副部長より発言を求められているので、これを許します。  
本間産業観光部副部長。
- 産業観光部副部長（兼交通政策課長）（本間 聡君） 3月13日、祝議員の一般質問において、佐渡汽船への補助金額のご質問に対し私の説明漏れがございましたので、この場をおかりしまして訂正させていただきたいと思えます。  
祝議員の質問では他の補助金を含めての額をお尋ねだったのですが、私の説明では平成28年度決算までの航路対策の市の補助金、これが総額で73億円でございます。他の補助金、いわゆる市の観光部門、それから国境離島、それから国県の補助金、全て合わせますと本年度時点で100億円を超える額となっております。（当該箇所398頁の下線部）  
以上でございます。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕
- 議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。
- 13番（中川直美君） 先ほど議案第43号 平成30年度佐渡市一般会計予算についてが否決をされております。つきましては、議長におかれまして適切な処理をとるよう取り計らいを進めていただきたいと思います。とでございます。
- 議長（岩崎隆寿君） 本日閉会后議員全員協議会を開催いたします。
- 

- 議長（岩崎隆寿君） これで本日の日程は全て終了しました。  
ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許します。  
三浦市長。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

- 市長（三浦基裕君） 平成30年第1回市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。  
本定例会冒頭におけます施政方針では、平成30年度の市政運営について施策の概要を述べさせていただきました。平成30年度は、観光地域づくりの推進、産業振興、災害に強い島づくり、佐渡活性化に向けた

地域づくりの4つの戦略を集中的に取り組んでまいろうというものです。今回平成30年度の予算編成は、平成31年度からの普通交付税の一本算定を見据え、また昨年7月の豪雨災害の復旧対応に20億円を超える財政調整基金の取り崩しを行ったことなどから、厳しい予算組みとなりました。残念ながら平成30年度一般会計予算が否決されましたので、4月以降の市民生活に大きな影響が生じないように速やかに暫定予算の編成に取りかかります。ただ、平成30年度、そして平成31年度以降もさらに厳しい財源状況の中での予算編成を強いられるということを議会の皆様のみならず市民の皆様にもご理解をいただきたいと考えております。

なお、ことしの冬は近年まれに見る大雪となり、除雪経費も大幅に増額しましたが、1月下旬に発生した大規模漏水への対策については、凍結予防や漏水確認の注意喚起をさまざまな広報媒体で行うほか、日ごろから地域との連携を図るよう努めてまいります。

なお、相川保育園、あいかわ幼稚園は児童の安全確保を最優先に考え、早期の移転が必要ですが、保護者や住民の方々の意見を丁寧に伺いながら、引き続き検討を続けてまいります。

また、相次ぐ職員の不祥事については深くおわび申し上げますとともに、信頼回復へ向け今後も全力で取り組んでまいります。

これからも佐渡再生を目指し、課題解決に向け各施策に取り組んでいくということを申し上げまして、この議会の閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

---

○議長（岩崎隆寿君） 以上で会議を閉じます。

平成30年第1回佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 4時18分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 岩 崎 隆 寿

署 名 議 員 中 村 良 夫

署 名 議 員 猪 股 文 彦